

パラスポーツ指導員資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、パラスポーツ指導員の育成を図り、もって市の障がい者スポーツの振興に資することを目的に、パラスポーツ指導員の資格取得に要する経費に対して、予算の範囲内でパラスポーツ指導員資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に在住する者のうち、初級、中級又は上級のパラスポーツ指導員の資格取得に必要な講習を修了した者で資格の認定申請を行ったものとする。

2 前項の規定による補助対象者は、次に定めるものの運営に携わること努めるものとする。

- (1) 松山市長杯障がい者ソフトボール大会
- (2) 松山市長杯障がい者卓球大会
- (3) 松山市障がい者ふれあいスポーツ大会
- (4) その他市長が運営に携わること努める必要があると認めるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、資格の取得に必要な直接経費で、必須科目の受講料、教材費、申請・認定料及び登録料（ただし、登録料は、初回分に限り。）とする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の額とする。ただし、他の制度により補助金その他の助成金（以下この項において「他制度補助金」という。）の交付を受けたときは、補助対象経費の額から他制度補助金の額を減じた額を補助金の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ指導員資格取得補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、内容を審査の上、適当と認

めるときは、指導員資格取得補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（実績報告等）

第6条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、実績報告書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 受講料及び教材費の支払を証明する書類
- (2) 講習を修了したことを証する書類
- (3) 申請・認定料及び登録料の支払を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）第8条ただし書の規定により、この要綱に基づく補助金については、同条第1号及び第2号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

（交付時期）

第7条 補助金は、市長が前条第1項の規定による実績報告書及び関係書類を確認した後に交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。